

令和5年度第2回全国健康保険協会石川支部評議会 議事要旨

日時 令和5年10月25日(水)10時00分～11時30分

場所 全国健康保険協会石川支部 大会議室

出席者 評議員(各50音順、敬称略)

【学識経験者代表】

小里評議員、高見評議員、森山評議員

【事業主代表】

山田評議員

【被保険者代表】

坂本評議員、山岸評議員、山口評議員

議事

- (1) 令和6年度平均保険料率について
- (2) 令和6年度支部事業計画及び支部被保険者機能強化予算の策定に向けた意見交換

議事概要

- (1) 令和6年度平均保険料率について

資料1-1: 令和6年度平均保険料率について

資料1-2: 協会けんぽ(医療分)の2022年度決算を足元とした収支見通し(2023年9月試算)について

【被保険者代表】

健保組合は独自の財政で保険料率を決めており、大企業の健保組合は別として中小企業で構成されている健保組合などは財政基盤が弱く解散して協会けんぽに移ってくる可能性が高いと思われるがどのような状況か。

【事務局】

健康保険組合を取り巻く状況は協会けんぽ同様に厳しく、協会けんぽの保険料率を上回れば解散して協会に移行したほうが負担は軽くなり、財政状況が悪化した組合が解散を選択して協会けんぽに移る事態も十分に予想される。今後の動向を注視していきたい。

【被保険者代表】

昨年は、非常勤職員の共済組合への移行で平均標準報酬月額が上昇したとのことだが、今後、標準報酬月額が上がるような制度改正はあるか。

【事務局】

昨年は、比較的賃金水準の低い非常勤職員が共済組合に移行したため協会の平均標準報酬月額にはプラスの影響があったが、2024年10月の適用拡大では賃金が比較的lowめの短時間労働の方が対象で平均標準報酬月額に対してはマイナスの影響となる見込みである。

【学識経験者代表】

収支差が前年度比で増加した要因として、後期高齢者支援金に多額の精算が生じた一時的な特殊事情ということであるが、今後、同じように多額の精算が発生することはないか。

【事務局】

後期高齢者支援金の多額の精算の要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2020年度の高齢者医療費が減少したという一時的なものである。新型コロナも落ち着いてきており、今後、多額の精算が生じることはないと思われる。

【被保険者代表】

協会けんぽの財政は赤字構造であり、国庫補助が今後の医療保険財政に大きな影響を及ぼしてくると思うが、拡充の動きはあるか。

【事務局】

中長期的な協会けんぽ財政の安定化を図る観点から、国庫補助率の引上げについて、毎年、本部から厚生労働省に対して要請しており、引き続き更なる引上げについて要請していかなければならないと考える。

【議長】

昨今の情勢を見ると収支見通しの前提としている賃金上昇率がかなり低く見積もられているのではないかとと思われるが、いかがか。

【被保険者代表】

連合に加入している組織では賃上げ率は3%を超えているが、組合がない組織はもう少し低く最低賃金で賃上げされている人も多い。物価高騰、人材不足等で賃上げという動きになったが、今後も賃上げを維持していくことが重要と考える。

【学識経験者代表】

県の最低賃金審議会に参画しているが、国の引上げの意向を強く実感している。今年度の石川県の上昇率は4.7%であったが今後も高い引上げ率が続くと思われ、最低賃金の対象の多くはパート、アルバイトの職種であるが、その職種の賃金が上がれば正社員も上がっ

てくる。今回の試算では参考として賃金上昇率を2.0%とした試算を追加しているが、もう少し高い上昇率についても試算すべきと考える。

(2) 令和6年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見交換
資料2：令和6年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見交換

【被保険者代表】

健診当日の特定保健指導実施は健康意識が高まっているタイミングでありメリットが大きく、健診機関への働きかけの強化をお願いしたい。また、支部から配付された未治療者の受診勧奨ポスターを事業所内に貼付した。

【被保険者代表】

健診の対象年齢の引下げなどは検討されているか。

【事務局】

特定健診の対象年齢は40歳以上であるが、協会けんぽの生活習慣病予防健診は35歳から受診が可能である。また、令和5年度から生活習慣病予防健診の自己負担額の軽減、令和6年度からは付加健診の対象年齢拡大など、更なる保健事業の充実に努めている。

【学識経験者代表】

協会が実施している来客型のイベントは承知しているが、協会自らが事業所等へ訪問して啓発活動等を行うことはあるのか。

【事務局】

健診の実施率向上、特定保健指導の受入れ拡大に向けて、大規模事業所、健康宣言事業所に対して訪問勧奨を実施しているほか、健康宣言事業所については支部保健師が訪問し、事業所特有の健康課題改善に向けてのフォローアップや出前講座などを行っている。

【被保険者代表】

生活習慣病予防健診実施率の向上について、ターゲットを選定した勧奨とは具体的にどのように行うのか。

【事務局】

健診実施への理解促進に向けて、小規模事業所や新規適用事業所等に対して勧奨を行う予定としている。

【学識経験者代表】

未治療者受診勧奨業務について労働局と連携しているとあるが、県や市町と連携することはあるのか。

【事務局】

被扶養者の特定健診について、市町と連携して実施している。また、地域との顔の見える関係性の構築に向けて、地域職域連携会議に支部保健師等が参画している。健康宣言事業については県と連携して実施しており、宣言事業所の拡大や優良事業所の表彰等を行っている。

【被保険者代表】

労働局とは具体的にどのように連携しているのか。

【事務局】

受診が必要な未治療者の受診勧奨にあたり、労働局と連名の文書を同封して事業所への協力依頼を行っている。

【被保険者代表】

生活習慣病予防健診実施率の向上においては、各方面への情報発信が非常に重要であるとする。紙媒体だけでなく、WEBを利用した広報の実施予定はあるか。また、市町ではSNSやメッセージアプリ等で発信しているが協会でもSNSを活用してはどうか。

【事務局】

石川支部ではWEBを活用した広報のほかメールマガジンやホームページを活用して広報を実施しており、実施率向上に向けて今後も様々な広報媒体を活用し効果的・効率的な実施を検討してまいりたい。

傍聴者 : なし

次回開催 : 令和6年1月を予定